

【平成29年第3回定例会 文教委員会委員長報告資料】

平成29年10月6日 文教委員長 川島 雅裕

○「議案第88号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* かわさき市民カードの登録者数及び直近の行政サービス端末の利用状況について  
直近のかわさき市民カードの登録者数は約24万人で、行政サービス端末の利用状況は、平成29年4月から8月では、毎月約5,000件から約6,000件の利用件数で推移している。
- \* 行政サービス端末で利用可能な行政サービスについて  
行政サービス端末では、各種証明書の自動交付を行っており、取得可能な証明書として、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍（全部・個人）事項証明書、戸籍の附票の写し及び市民税・県民税の課税額証明書がある。
- \* 本市におけるマイナンバーカードの普及枚数及びマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの各種証明書の交付状況について  
平成29年8月末時点でのマイナンバーカードの交付枚数は約17万3,000枚で、コンビニエンスストアにおける各種証明書の交付状況としては、平成29年4月から8月では、毎月約3,000件から約3,500件の利用件数で推移している。

《意見》

- \* かわさき市民カードの登録者数及び既存の行政サービス端末の利用状況は、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの各種証明書の交付に係る利用件数を上回っている状況である。マイナンバーカードについては、個人情報の漏えい等が全国的に問題となっていることなどを踏まえると、行政サービス端末の廃止により、現行のかわさき市民カードを利用している人や今後マイナンバーカードの必要性を感じていない人に対して不利益が生じると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第89号 川崎市文化芸術振興条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第90号 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 本条例の制定に係る国家戦略特別区域法の一部改正の該当引用条文の規定内容について  
本条例の制定は、国家戦略特別区域法の一部改正により、第12条の4が第1

2条の5へと条ずれしたことに対応するための関係条例の整備を行うものであり、該当引用条文は、国家戦略特別区域限定保育士に関する規定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第91号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第95号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第99号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第101号 平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第34号 医療的ケアの必要な子どもが、親の付き添いなく、地域の小・中学校へ通えるように、常勤看護師の配置を願う請願」

《請願の要旨》

医療的ケアのある子どもが、親の付き添いなく、地域の小・中学校へ通うことができるよう、常勤看護師の配置を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

障害のある児童生徒への支援については、「就学の場の決定」、「障害のある児童生徒等への支援」及び「合理的配慮の提供」に係る基本的な考え方がある。

就学の場の決定に当たっては、児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場について、保護者と合意形成を図ることが重要である。

就学の場の決定までの流れとしては、まず、次年度就学する児童の保護者を対象とした説明会において、各児童の教育的ニーズに合った学びの場について十分な情報を提供するため、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校などにおける教育の概要を説明している。そして、総合教育センターや各学校において、教育的ニーズに合致した学びの場について本人・保護者と相談を進め、川崎市教育支援会議において、医学、教育学等の専門的見地からの意見と本人及び保護者の希望や学校の状

況を踏まえた検討を行い、児童生徒にとっての「適切な学びの場」について、教育委員会が最終的に決定する。教育的ニーズについては保護者との合意形成が必要であることから、丁寧に就学相談を進めている。

障害のある児童生徒等への支援については、文部科学省の通知において、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備すること、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることが最も重要であり、そのための施策を講じることが必要であると示されている。

合理的配慮の提供については、児童生徒一人一人がその教育的ニーズに応じた学びの場において、安心・安全に学校生活を送れるよう、また十分な教育が受けられるようにすることが、医療的ケアを含む支援であると認識している。

医療的ケアは、一般的には、学校や在宅等で日常的に行われているたんの吸引・経管栄養などの医療行為のことを指すが、本来、医療行為の一部であるため、医師、看護師及び本人、保護者しか実施することができず、原則教員等は実施できない行為である。本市における実施状況として、特別支援学校では、市内の県立麻生養護学校と中原養護学校、田島支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを実施しており、児童生徒の教育的ニーズに即した教育を実施している。

また、特別支援学校以外の市立小中学校に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍している場合には、児童生徒の保護者の負担の軽減を図ることを目的として、平成24年度に他都市に先駆け、週1回90分、訪問看護ステーションの看護師が保護者の代わりに医療的ケアを行う仕組みとして、医療的ケア支援事業を開始した。その後、平成28年度に保護者負担の更なる軽減のために、事業内容を1回90分を週2回、又は1回180分を週1回に拡充している。

本事業は訪問看護ステーションに業務を委託しているが、医療的ケアに関する経験が豊富であること、学校の近くにあり連携が容易であること、児童生徒の居住地から訪問でき、就学前の子どもの状況を把握している場合もあることなどから、安心安全な医療的ケアの実施に大きな役割を果たしていると考えている。さらに、児童生徒の自立に向けた支援を学校と協働で進めることなどにも積極的に取り組んでいる。

平成29年度の実施状況としては、たんの吸引7人、導尿5人、経管栄養3人、インシュリン注射が1人となっているが、2つの医療的ケアを重複して実施している事例があり、対象者としては13人となっている。なお、小中学校等における医療的ケア支援事業については、経費の3分の1は国の補助金を利用している。

医療的ケアの安全な実施における仕組みとしては、医療的ケア運営会議を年4回開催しており、専門的見地から安全な実施に係る諸課題について、助言を受け、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の健康保持増進及び安全な学習環境の整備を図っている。

これまで、本市における小中学校等の医療的ケア支援事業は、保護者の負担軽減を目的に実施してきたところであるが、障害のある児童生徒の支援に当たっては、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できる

よう、その特性を踏まえた十分な教育を受けるための必要な施策を講じることが大切であると考えている。したがって、合意形成を図った上で、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場を決定することが重要であり、その学びの場で充実した学校生活を送れるよう、個別のケースに柔軟に対応できる医療的ケアに関する環境を整備していくことが必要であると考えている。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 特別支援学校に配置されている看護師の勤務形態について

特別支援学校に配置されている看護師は週5日間勤務であり、勤務形態は午前8時30分頃から児童生徒の下校時刻まで対応している。

##### \* 訪問看護師の訪問回数及び医療的ケアの提供時間の設定根拠について

医療的ケア支援事業を開始した平成24年度当時、他都市においては同様の事業を実施していなかったため、本市の健康福祉局が実施している川崎市重度障害者訪問看護サービス等支援事業を参考に訪問回数を週1回、医療的ケア提供時間を90分とする事業内容として制度設計を行った。平成28年度には保護者負担の更なる軽減と子どもの自立支援のために、1回90分を週2回、又は1回180分を週1回とする事業内容の拡充を行った。

##### \* 終日勤務が可能な看護師の配置を含めた事業内容の拡大が他都市と比較して遅れている理由について

看護師の確保が困難な状況が主な理由として挙げられ、他都市における看護師確保策について調査・研究を行っている。本市においては看護師確保が困難な状況を踏まえながら、平成24年度の事業開始以降、事業内容の拡大を図っているところである。

##### \* 訪問看護師による医療的ケアの提供時間に対する認識について

訪問看護師による医療的ケアの提供時間の在り方については、医療的ケアが必要な児童生徒の保護者それぞれに様々な意見があることは認識しているが、本市としては、事業実施以降、見直しを行い事業内容の拡充を進めてきたところである。

##### \* 訪問看護師による医療的ケアの提供時間の見直しの検討について

医療的ケアの提供時間については、訪問看護ステーションの実施体制等の状況を確認しながら調整を行っており、見直しに向けた新たな仕組みづくりについて検討している状況である。

##### \* 入学以降の就学の場の見直しの機会の有無について

就学の場の決定については、原則として小学校入学時及び中学校入学時に見直しを行っており、保護者からの意見の聴取と教育的ニーズの把握を行っているが、小学校入学から中学校入学までの間については、現時点では就学の場の見直しの機会は設けていない。

##### \* 個別の児童生徒の成長に合わせた就学の場の見直しに関する保護者との意見交換を行う機会を設定することについて

入学以降に就学の場を見直すことは特に行っていないが、保護者と学校間においては普段から児童生徒の個別の状況に応じて意見交換を行っているため、その

ような機会を捉えて見直しを検討することは可能であると考えている。

**\* 平成 29 年度の医療的ケアを必要とする学校種別ごとの児童生徒数の内訳について**

平成 29 年度の医療的ケアの対象児童生徒数 13 人のうち、小学校在籍者は 8 人、中学校在籍者は 3 人、特別支援学校在籍者は 2 人となっており、全て別々の学校に在籍している。

**\* 個別の児童生徒の医療的ケアに応じた看護師の巡回対応の検討について**

医療的ケアの必要な児童生徒の中には、限定された時間のみケアが必要な児童生徒や長時間の医療的ケアを必要とする児童生徒もいるため、個別の状況を把握し、実施可能な手法について検討を進めていきたいと考えている。

**\* 平成 26 年 10 月の請願審査を踏まえた医療的ケアを必要とする児童生徒を取り巻く教育環境の整備に対する認識について**

特別支援学校に通学する児童生徒であれば、常勤の看護師が配置されているので、医療的ケアの実施が可能である。地域の小・中学校へ通学することが望ましいが医療的ケアが必要となる児童生徒の場合には、個々の状況に応じた支援の在り方を検討する必要がある。今回の請願事項である常勤看護師の配置については、看護師によるケアが常時必要となる児童生徒や 1 日 1 回の医療的ケアで充足する児童生徒もいるため、一律の配置については財政効果の面からも課題があると考えられる。任用の観点から見ても、医療的ケアの実施が 1 日 1 回のみで対応可能であるにもかかわらず、常勤看護師が終日配置となった場合、当該看護師に残余の時間が発生してしまい、課題があると考えている。

しかし、医療的ケアの必要な児童生徒にとって最善の教育環境を整備することが重要であると考えており、看護師の訪問回数の拡充を始め、今後も必要な支援を手厚く行う方向で取り組んでいきたいと考えている。

**\* 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学級を受け持つ学級担任の選定方法について**

学級担任の選定については、各学校において適切に行われているものと考えているが、初めて特別支援学級を受け持つ学級担任に対しては、研修を実施するとともに必要に応じて特別支援学校から経験を積んだ教諭を招いて指導を行っている。

**\* 横浜市及び相模原市における常勤看護師配置事業の内容について**

横浜市では、平成 29 年度から 1 人の児童生徒を対象にモデル事業として訪問看護ステーションから常勤看護師を配置している。相模原市では、本年度対象となる児童生徒が在籍していないため、常勤看護師の配置は行っていない。

**\* 本市の特別支援学校における常勤看護師配置の開始時期について**

本市では田島支援学校において、平成 16 年度から常勤看護師の配置を行っている。

**\* 小・中学校において特別支援学校と同等の医療的ケアの提供体制を整備することに対する考えについて**

医療的ケアを必要とする児童生徒が特別支援学校以外の小・中学校への通学が

適切であると判断された場合には、個別に支援の方法について検討を行いたいと考えている。

**\* 看護師の訪問時以外の児童生徒への医療的ケアの実施状況について**

看護師が訪問していない時間帯については、児童生徒の保護者が医療的ケアを実施することとなる。

**\* 障害者差別解消法の施行等を踏まえた今後の教育現場が目指すべき方向性について**

障害を持つ児童生徒が、自身の持つ能力を最大限に発揮できる場が特別支援学校である場合もあり、児童生徒の特性に応じて、最も望ましい教育環境を整えることが必要であると認識している。その上で、通常の小・中学校に通学する児童生徒で医療的ケアが必要な場合には、可能な限り保護者の負担軽減を図ることが重要であると考えている。

**\* 特別支援学校への入学希望者への対応について**

特別支援学校については、多くの保護者が子どもの通学を希望しており、可能な限り希望に即した受入れを行っている。しかし、受入可能な人数の制約から、児童生徒の実態により地域の小・中学校への通学を案内している場合もある。

**\* 小・中学校の特別支援学級卒業後の児童生徒の進路状況について**

小・中学校の特別支援学級を卒業した後は、多くの児童生徒が特別支援学校の高等部へ進学しており、その後の進路は保護者との合意形成を図りながら、個々の状況に応じて企業への就職や福祉施設への就労等となっている。

**\* 特別支援学校における学習指導内容について**

特別支援学校においては、学習指導要領に基づく指導を行っているが、教科以外にも、児童生徒の特性に応じた指導を行っている。

**\* 医療的ケア支援事業における日数単位による医療的ケアの実施検討について**

医療的ケア支援事業における訪問時間の在り方については、時間単位のみではなく、日数単位での実施についても検討すべき視点であると考えている。

**\* 横浜市と同様のモデル事業を本市においても実施することに対する考えについて**

他都市における事例等を参考の上、望ましいモデル像について検討していきたいと考えている。

**\* 医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の学校における待機場所の環境改善について**

学校の規模や施設内容によって、保護者の待機場所として空き教室を確保することができない学校がある。長時間の待機となると保護者への負担も大きくなるため、個別に学校と相談し改善を図っていきたいと考えている。

**\* 女性の働き方改革の観点から見た障害児を持つ母親を取り巻く現状について**

医療的ケアの付添いが保護者の就労の妨げとなることは、解消しなければならない課題であると認識している。全ての課題を直ちに解決することは困難であるが、一つ一つ状況を確認しながら改善を図っていきたいと考えている。

**\* 医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の就労支援に向けた庁内連携の検討について**

社会全体の方向性や市議会での請願審査の内容等を踏まえ、就労支援の視点からも市内合意を図っていきたいと考えている。

**\* 制度を利用する保護者と教育委員会での書面のやり取りの有無について**

保護者からの「医療的ケアに関する依頼書」及び医療的ケアに関する医師からの見解が示された「医療的ケア実施に関する主治医意見書」の提出を受け、教育委員会として学校における医療的ケアの必要性について検討を行っている。

**\* 訪問看護ステーションの活用が十分に図られていない現状に対する認識について**

訪問看護ステーションにおいては、限られた人材でシフト体制を組んで業務を行っているため、利用回数が余っているからといって直ちに当該利用枠を活用することは困難な面があると考えているが、柔軟な対応が可能か否かについて訪問看護ステーションと協議を行っている。

**\* 田島支援学校に配置されている常勤看護師の雇用形態と人件費について**

平成28年度までは非常勤の雇用形態で、人件費は年間約480万円となっている。なお平成29年度からは常勤の自立活動教員として採用している。

**\* 訪問看護ステーションの活用だけではなく特別支援学校における常勤看護師の配置形態の活用を検討することについて**

看護師の雇用に当たっては、児童生徒にとって安心・安全で、看護の経験スキルを保有していることが重要であると考えており、人材確保の観点からは、現状では研修体制が整っている訪問看護ステーションの活用が適切であると考えている。

《意見》

\* 医療的ケアに関わる保護者や児童生徒本人が充実した学校生活を送れるような体制づくりに取り組んでほしい。

\* 医療的ケア支援事業については、アンケート調査を行い、事業の実態把握に努め、課題点について検証するなどして事業改善につなげてほしい。

\* 看護師確保については、制度を構築し、課題解決に向けた姿勢を持つならば実現可能であると考えているため、方針、意識、体制づくりに適切に取り組んでほしい。

\* 子育てをする親の思いや教育の機会を保障しようとする教育者の思いを酌み取り、医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の機会の保障に取り組んでほしい。

\* 医療的ケアの充実化が児童生徒の生きる力を身につけさせることにつながり、教育効果が高いと考えるため、環境整備に努めてほしい。

\* 小・中学校での教育期間中だけでなく、児童生徒の一生涯という視点から見て社会全体がどう在るべきかについても議論を深めてほしい。

\* 医療的ケア支援事業の拡充に当たっては、保護者が不在の際に学校現場で事故が発生した場合の対応等について、保護者と書面での合意形成を図ることについても検討してほしい。

\* 医療的ケア支援事業において、予算を使い切れていない部分があることを踏まえて、無駄のない事業執行と制度設計について検討してほしい。

《取り扱い》

- ・検討すべき課題や議会側からの提案内容を踏まえて今後も議論をする必要性がある  
と考えるため、継続審査とすべきである。
- ・常勤看護師の配置に向けては、予算面や事業の組み立て方で課題がある  
と考えるが、検討可能であることなので、趣旨採択すべきである。
- ・常勤看護師の配置については、個々の児童生徒の個別支援の状況や保護者の就労  
状況を視野に入れて制度構築に取り組むべきと考える。川崎市総合計画第2期実  
施計画やかわさきノーマライゼーションプランの見直しの時期でもあることを踏  
まえて、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・事業の拡充に伴う予算確保について、議会としての意思を示すべきである  
と考えるため、本請願は趣旨採択すべきである。

#### 《審査結果》

全会一致趣旨採択

- 「請願第36号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をは  
かり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教  
育の保障に関する請願」

#### 《請願の要旨》

義務教育の機会均等と教育水準を維持し、子どもたちの豊かな学びを保障するた  
め、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善等、OECD諸国並みの豊かな教育  
環境を整備するための予算を確保・拡充することについて、国及び関係する行政機  
関に対して意見書の提出を求めるもの。

#### 《理事者の説明要旨》

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教  
育行政の組織及び運営に関する法律」－義務標準法の一部改正法が平成23年4月  
に公布され、小学校1年生の1学級当たりの上限となる人数が40人から35人に  
引き下げられた経緯がある。

小学校2年生以上における1学級当たりの上限数の40人から35人への引下げ  
については、国が策定する第8次教職員定数改善計画に基づいて措置が図られる予  
定であったが、総務省、財務省及び文部科学省の3省間の調整により計画案の策定  
が見送られている状況である。

学級編制については、まず国が学級編制の標準を設定し、次に都道府県教育委員  
会が学級編制基準を設定する。基準設定に関しては、国の標準に基づき定めるとさ  
れる一方で、平成13年の義務標準法の改正により、弾力的運用として特に必要が  
あると認める場合には、標準を下回る数を基準とすることが可能となった。その後、  
「特に必要と認める場合」という条件が廃され、現在では県の自由裁量による学級  
編制基準の引下げが許容されている。

平成29年4月に学級編制基準の決定権限が県から指定都市教育委員会に移譲さ  
れたことから、学級編制基準の設定を指定都市が行うことになったが、権限移譲に  
当たり文部科学省から「制度改正の前後で学校現場に大きな混乱が生じないよう留  
意する必要がある」との見解が示されたことから、現在は従来の県基準を踏襲して



対応している。

市町村教育委員会の判断による学級編制の弾力的運用としては、音楽等の専科教員を配置する定数分の教員を学級担任に充て少人数学級を実施する、弾力化と呼ばれる対応がある。また、学級担任を持たない少人数指導やチームティーチングのための、いわゆる加配定数を活用して実施するものもあり、県から少人数学級に係る研究校の指定を受けて35人学級を実施することから、研究指定と呼ばれている。

本市における学級編制に係る弾力的運用の実施状況として、平成29年度は小学校全113校のうち、いずれかの学年で専科教員分の定数を活用した弾力化による対応を行っている学校数が3校、研究指定により少人数学級に取り組んでいる学校数が86校である。同様に、中学校では全52校中2校で専科教員分の定数を活用した弾力化による対応を行い、7校が研究指定により少人数学級に取り組んでいる。

小学校における学年別の内訳としては、小学校1年生は平成23年度から35人学級が導入されているため研究指定の必要はなくなっており、小学校2年生では、35人を超える場合は全て研究指定で対応している。中学校の学年別の内訳では、平成29年度においては、1年生では研究指定によって2校、専科教員分の定数活用の弾力化によって1校が少人数学級を実施している。2年生は、研究指定によって2校、専科教員分の定数活用の弾力化によって1校、3年生は3校が研究指定によって少人数学級を実施している。

本市では平成16年度から小学校1年生の35人学級に取り組み、現在は法制化されている。2年生では国が一定の定数措置を講じ、実質的に35人学級が実現しているが、教科担任制を採る中学校では、学級数の増加が全教科の授業時間数に影響を与えるなど小学校とは異なる状況があり、更なる実施の拡大には、義務標準法の改正による定数措置が必要不可欠と考えている。

教職員定数改善をめぐる国の動向としては、義務教育費国庫負担金に係る教職員定数が平成29年1月に公表された文部科学省の平成29年度予算案の中で示されており、学校の統廃合や少子化等の影響による教職員定数の自然減が4,150人、一方で、教職員定数の改善として868人の増となっている。内訳としては、政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分する加配定数が395人の増となっており、同時に、学級数等に応じて算定される基礎定数について、従来加配定数とされていたものを段階的に基礎定数化することにより、今年度は473人の増となっている。

請願項目に対する本市の考え方として、行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善等、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充することについては、義務標準法の一部改正法に規定された国の学級編制の標準の引下げ及び財源確保に対する努力義務について、その誠実な履行に大いに期待を寄せている。特に、児童生徒数の増加が続く本市においては、各学校が直面する課題も多岐にわたり、教職員の定数改善が強く求められていることから、かわさき教育プランに掲げる確かな学力の育成等を図るためにも、新たな教職員定数改善計画の早期策定と確実な実施を国に求めていきたいと考えている。

## 《主な質疑・答弁等》

### \* 少人数学級によるメリット及びデメリットについて

研究指定を受けた学校から提出された報告書には、メリットとして「学級人数が少ない分、子どもたちに対してゆとりを持って接することができるようになった」、「一人一人に目が行き届きやすくなるため、児童に広く深く関わるることができる」等の意見が寄せられた。

デメリットとしては、「多くの友人と人間関係を作っていく機会が少なくなる」、「体育時における集団競技などで人数が少なくなり過ぎると活動の良さが体験できない」といったことや、中学校においては、「学級増に伴い、各教員の授業の持ち時間が増加してしまう」といった意見が寄せられた。

### \* 少人数学級に関する学校長からの反応について

少人数学級を実施した学校からの実施報告書や学校長からの意見としては、「1人の教員が受け持つクラス人数が少ないほうが、確かに一人一人の子ども達に声を掛ける時間を確保できる」、「成績を付ける人数が減ることにより、教員の負担軽減につながる効果がある」との意見が寄せられており、少人数学級の実施による効果が実感されていることがうかがえる。

### \* 少人数学級化と不登校及びいじめの減少との関係性について

少人数学級においては、1人の担任が1年を通じて受け持つクラスの児童生徒数が減るため、その意味では非常にきめ細やかな対応が可能となり、いじめ等の早期発見につながるものと考えている。

しかし、前年との比較による少人数学級化と不登校やいじめの減少との関連については、明確な根拠を示せるだけの検証には至っていない。

### \* これまでの取組を踏まえた今後の学校現場の課題の改善策について

少人数学級の実施のみで全ての課題解決はできないと考えており、各学校における課題等の実情に合わせて、習熟度別の少人数指導やチームティーチングなど、様々な手法で対応していくことが適切であると考えている。

### \* 少人数学級に関する今後の調査の実施予定について

現状では調査の予定はないが、校長会等で実施している各種学校現場に関するヒアリング等により具体的な状況を把握していきたいと考えている。

### \* 少人数学級を実施している他都市の状況について

平成28年度において、小学校3年生から6年生の全ての学年で35人以下学級を実施している政令指定都市は、新潟市、静岡市、浜松市及び広島市の4市である。

また、中学校1年生で35人以下学級を実施している都市は札幌市、仙台市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市の10市である。中学校2・3年生も含めて全て35人以下学級を実施している都市は、新潟市、静岡市及び浜松市の3市、中学校3年生のみで実施している都市は京都市となっている。

### \* 小学校2年生以上における35人以下学級の実施状況について

市立小学校全113校中、基礎定数で35人を超えているのが、小学校2年生

については48校、小学校3年生は33校、小学校4年生は27校、小学校5年生は32校、小学校6年生は21校となっている。これら以外の学校については、35人以下となっている。

同様に中学校では全52校中、中学校1年生は31校、中学校2年生は32校、中学校3年生は35校であるため、これらを除く学校が35人以下の学級となっている。

**\* 少人数学級の拡充措置及び副担任制の効果に対する現場の実感について**

研究指定により少人数学級を実施した学校から提出された報告書では、進級後もクラス規模数を継続して同水準としたいとの認識が示されている一方、国の学級編制標準の改定が10年近く行われないうちで、学校における諸課題に対して、少人数指導やチームティーチングを選択する学校が出てきていると認識している。

また、クラスの中に課題を抱えた児童生徒がいるため副担任を配置している場合に、クラスを2つに分けて少人数学級とした際に、一方のクラスにおいて副担任が欠けた状況で担任が1人でクラスを運営することが想定される。

このため、少人数学級を選択する前に少人数指導等により課題のある児童生徒に対応したいという意見も寄せられている。

**\* 少人数学級の実現困難性を踏まえた副担任や補助教諭の加配増員に対する考えについて**

県費教職員の市費移管等の状況も踏まえながら、国の加配措置を最大限活用するよう、申請していきたいと考えている。

**\* 独自財源で加配措置を行っている他都市の取組を踏まえた本市の施策への反映について**

他都市の財源確保状況等については、改めて調査を行う必要があるが、独自に少人数学級を拡充するためには、必要な財源を確保しなければならないと考えている。

本市の場合、多数の児童生徒数を抱えている実態があるため、拡充実現に必要な財源については慎重に検討すべき課題であると考えている。

**\* 独自財源で少人数学級を実施している他県の状況について**

北海道や青森県では中学校1年生以上で34人以下、岩手県では小学校3年生及び4年生については35人以下にする等、多くの県で少人数学級が実施されている。

**\* 本市における児童生徒1人当たりの教職員数を踏まえた現状認識について**

本市の場合、児童支援コーディネーターや少人数指導、チームティーチングの重要性を踏まえて、全ての加配職員を少人数学級に充てる対応はしていない。

少人数学級を実施している他都市については、少人数指導やチームティーチングに充て得る部分を少人数学級のために活用している可能性もある。本市においても、現在の児童支援コーディネーターや少人数指導に充てている教職員数を全て少人数学級に充てれば、拡充が実現する可能性もあるが、個々の学校現場における課題や状況を踏まえると、現状の配置が適切であると考えている。

**\* 児童支援コーディネーター専任化の経緯について**

児童支援コーディネーターについては、小学校長会から全校での早期専任化を求める強い要望があり、体制づくりが急務であるとの判断の下、平成29年度から専任化を図った。

**\* 職員定数の充実化等に関する本市及び政令市全体での国への要望活動について**

本市においては、政令指定都市市長会及び議長会による国の施策及び予算に関する提案、いわゆる白本に基づく要請活動等の機会を通じて、国に対して職員定数の充実化に向けて重点的に要望を行っている。

また、政令市全体での活動として、平成28年7月の政令市教育委員・教育長協議会において、教職員定数の更なる改善のため、国主導で配当数の見直しを求める要望を提出している。続く平成28年11月の政令市の教育委員・教育長協議会においても、同様に教職員定数の更なる改善について、国において措置するよう求めている。

**\* 就学援助金の支給時期の変更に関する他都市の先行事例調査の状況について**

現在、他都市の調査を行っているが、本市と同様に就学援助制度が整っていない自治体もある。しかし、就学援助制度の必要性については、本市としても認識しており、引き続き調査を進めていきたいと考えている。

**\* 奨学金に係る成績要件と採用者数の増加との関係性について**

平成28年度については、申請者数970人に対して採用者数は561人とどまっていたが、平成29年度については、申請者数966人に対して採用者数は778人となっており、申請に当たっての成績要件を3.5以上としたことにより、採用者数が増加したものと考えている。

**\* 平成29年度奨学金予算における基金充当額について**

基金からの奨学金への充当には、基金の運用利回りを充てており、基金の総額の約1%程度となっている。

**《意見》**

\* 児童支援コーディネーターの全校配置を踏まえ、今後の活用の在り方についても検討してほしい。

\* クラブ活動費等の保護者の負担金の課題も提起されているため、子ども達が親の収入に左右されることなく、伸び伸びと学校生活を楽しめるよう、子どもの健全育成に取り組んでほしい。

\* 少人数学級の拡充については、総合的な検討が必要であることは理解するが、国においても義務標準法が小学校1年生は35人以下学級にして、順次中学校3年生まで進めていく、そのために必要な財源も確保していくという附則を付して、全会一致で改正された経過がある。本市としても、少人数学級の拡充を国に要望するとともに、早期に本市独自の少人数学級に係る長期的な計画を立ててほしい。

\* 働き方改革の観点から、研究指定を受けた学校からの報告書の提出については、指定を受けた全校からの提出ではなく、あらかじめ指定した学校からのみとすることも有効であると考えため検討してほしい。

\* 学校現場への教職員の配置の拡充に向けては、他都市における財源確保方法や学

級数の増加に伴い整備が必要となる施設設備の状況等を調査した上で、予算化に向けて市内調整に取り組んでほしい。

\* 奨学金予算における基金の活用については、運用益の配分の見直しや基金自体の充当も含めて検討してほしい。

《取り扱い》

・ 地方交付税の不交付という財源措置上の課題はあるが、請願の趣旨については理解できるため、意見書を提出の上、趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

○ 「義務教育に係る教育環境の整備のための予算の確保・拡充を求める意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出